アルパカファームの経営・労務事件簿

第47話

外国人とともにダイバーシティ経営へ

監修
矢萩大輔
㈲人事・労務　代表取締役
無料農業支援ポータルサイト
「われらまちの農縁団」
http://social-jinji-roumu.com/farming/

今回のキャスト　社長 藤田 匠、社員 西園寺 千代、弁護士 伝法院 千里

ベトナム人留学生がアルパカファームでアルバイトを始めて2カ月。その仕事ぶりを見て、できればうちに就職してほしいとさえ思う藤田社長であった。おりしも法律が改正されて……。

藤田　そういえば、チャム君はいつの間にか人気者だなあ。

千代　そうですね。チャム君がうちにバイトに来てからもう2カ月経ちますけど、なかなか仕事覚えも早くて、本人も一生懸命なので、パートさんとの信頼関係もしっかり結べていますね。

藤田　初めての留学生のアルバイト（注）だったから、どうなるかと心配していたけど、この様子だと大丈夫そうだなあ。チャム君は、ベトナムから来ているんだったよね？　いつまで日本にいるんだろう。

千代　この前チャム君と話したら、本人はどうやら日本で就職したいらしいですよ。日本が相当好きみたいですね。電気工学を専攻しているから、そういう関連の企業を受けているみたいですけど、なかなか就職活動は難航しているみたいですね。

藤田　あれだけ優秀でも就職が難しいなんて不思議だね。日本語だってまだ不安な部分はあるけど、意欲的に取り組んでいるようだし、まさに可能性ある若者だと思うけどなあ。

伝法院　藤田社長、こんにちは！　チャム君、なかなか就職活動うまくいってないんですね。

藤田　そうみたいなんですよね。もちろん、チャム君の望むような企業に就職できるのが一番だと思うんですけど、もしダメだったら、うちで働いてくれればな、なんて夢みたいなことを考えちゃうんですよね。そもそも農業は単純労働だから、留学生の就職先にはなれないんでしょうけど……。

伝法院　いや、それが法律が改正されて、農業も就職先の選択肢に加わるようになったんですよ。だから、夢だなんてとんでもない。かなり現実的な話ですよ。

文化が異なる人を受け入れるために

グーグル検索が国ごとにカスタマイズされていることを皆さんはご存じですか。農業に対するイメージが外国人労働者と経営者との間で乖離がとてつもなく大きく、ときにまったく違うものを指していたとしたら、何が起きるでしょうか。

同じものを見ているのに、同じように認識されない。おそらく日常のコミュニケーションが困難になり、様々な誤解が生まれることでしょう。大きなトラブルに発展する可能性もあります。

多様な人材をマネジメントしていくにはCQ（Culture Intelligence：違う文化の人とともに問題を解決し、目的を達成することができる力＝文化の知能指数）が必要だと言われています。①権力との関係、②個人と集団の関係、③男性・女性に期待される役割の違いと動機づけ要因、④知らないこと・曖昧なことへの対応、⑤将来への考え方、⑥人生の楽しみ方。CQでは、こういった「6つの人間社会にある普遍的な課題」を指標から価値観の異なり（文化）を数値化します。

当該外国人と経営者・組織の価値観の違いを認識したうえで、多様性を活かすマネジメントを実現し、より事業発展へと繋げていただければと思います。

今回の執筆者
矢尾板（やおいた） 初美（はつみ）
㈲人事・労務パートナー／
行政書士／
903シティファーム
推進協議会委員長



明治学院大学国際学部卒業後、総合物流会社を経て行政書士として独立。NPOの設立支援や運営サポートなどコミュニティ創りを支援している。次代に持続可能な農と食を残していくため903シティファーム推進協議会を自ら設立。次世代の農業経営者を応援する「ローカルとつながる田心マルシェ」も開催。

注：留学生がアルバイトをするには、入国管理局で「資格外活動許可」を取る必要がある（長期休暇中を除き週28時間以内）。

▶農業での外国人雇用――改正入管法のポイント◀

入管法改正により、実務経験必要なし・学歴要件なしの新たな在留資格「特定技能１号」と「特定技能２号」が設けられ、2019年４月から施行されました。さらに19年５月30日、「留学生の就職支援のための法務省告示」があり、大学を卒業する留学生が就職できる業種の幅を広げ、ときに単純労働も妨げない「特定活動」が設けられました。出入国在留管理庁が発表する資料「在留資格『特定技能』について」では「地方で就労することのメリット」まで触れています。

注目の「特定技能１号・２号」とは？

（１）特定技能１号

「相当程度の知識または経験を要する技能」を持つ外国人が対象。具体的には、業種ごとに所轄官庁が定める特定技能評価試験および日本語検定試験に合格した者、または技能実習制度がある業種において３年の修了者に対して在留資格が与えられます。

農業における外国人雇用の主流であった技能実習制度では、耕種農業：３作業（施設園芸／畑作／野菜または果樹）、畜産農業：３作業（養豚／養鶏／酪農）に細分化されていますので、２職種各３作業のうちの一部の実習修了でも、実習者が属していた職種作業によって、特定技能「農業」の耕種・畜産、いずれかに当てはまる職種に就くことができます。

☞特色＝在留期間は通算５年／家族の帯同は認めない／同分野での転職は可能

（２）特定技能２号

さらに高度な試験に合格し、熟練した技能を持つ人には「２号」を与えるとしています。

☞特色＝１～３年ごとなどの期間の更新ができる／更新時の審査を通過すれば更新回数に制限はなく事実上の永住も可能／配偶者や子どもなどの家族の帯同も認める

※永住権の獲得も可能なことから、業種がかなり限定されていて、制度開始から２年後、「建設」「造船・舶用」の２業種で導入する予定になっています。

「特定技能」外国人の雇用条件

①フルタイムの直接雇用（農業および漁業は派遣可能）。
②雇用契約締結日前５年以内に労働法・社会保険法はじめ諸法令に違反していない。
③特定技能外国人と同様の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていない。
④雇用契約において日本人と同等の報酬を支払う。
⑤法務省令で定めた基準に適合する「支援計画」の作成・支援の実施。
⑥契約期間が満了した外国人の出国を確保するための措置があること。等

■ 農業分野に対して特に課す条件

①労働者を一定期間以上雇用した経験がある経営体。
②農水省が組織する「農業特定技能協議会」（仮称、以下「協議会」と略）」に参加し、必要な協力を行なう。
③農水省の調査または指導に対し必要な協力を行なう。
④登録支援機関に支援計画の実施を委託するにあたっては、協議会に対し必要な協力を行なう登録支援機関に委託する。

■ 農業分野の外国人派遣雇用

特定技能は原則直接雇用とされており、複数の受け入れ機関に所属することもできません。しかし農業では、冬場作業ができないなど季節による繁閑があります。同じ地域であっても、作目による収穫や定植等の農作業のピーク時が異なります。こうした特性を踏まえ、農業では派遣形態の契約が認められています。農繁期の労働力の確保や複数の産地間での労働力の融通といった農業現場のニーズに対応できるようにします。

単純労働も妨げない「特定活動」を新設

今年５月の「留学生の就職支援のための法務省告示」は、外国人留学生の日本国内での就職率を現状の３割から５割に向上させることを目指しています。そこで設けられたのが在留資格「特定活動」です。

飲食店・小売店等でのサービス業務や製造業務、農業での生産等が主な場合、これまで就労目的の在留資格が認められていませんでした。しかし民間企業等においては、インバウンド需要の高まりや、日本語能力が不足する外国人従業員や技能実習生への橋渡し役としての期待もあります。大学・大学院において広い知識を修得し、高い語学力を有する外国人留学生は、幅広い業務において採用ニーズが高まっています。これらのニーズを踏まえ、日本の大学卒業者が日本語能力を活かした業務に従事するにあたっては、その業務内容を「特定活動」として広く認めることとしました。